

次の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

平成30年 5月18日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 業務概要

(1) 業務名

平成30年度「世界に向けた“ふじのくに”魅力発信事業」運営業務委託

(2) 業務内容等

ジャポニスム2018公式企画に選定された「SPAC公演」を活用し、公演期間に合わせてパリ市内で本県の魅力を世界に向けて発信する。

(3) 契約限度額

21,000千円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 契約期間

契約日から平成30年12月28日（金）まで

3 参加資格

この企画提案に参加することができるのは、次の(1)～(8)の全てを満たす事業者とする。要件の確認基準日は企画提案書の提出日とし、契約締結までの間に(1)～(8)の要件を欠くこととなった場合には、契約締結はできないものとする。ただし、JV（企業合同体）等複数の事業者がグループを構成し参加する場合、(2)及び(3)は主たる事業者が満たしていればよい。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県における一般業務委託競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 平成20年4月1日以降にヨーロッパにおけるイベント企画コンサルティング、運営の業務実績を有する者であること。
- (4) 企画提案書の提出の日から契約の時までの期間に、静岡県における入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 静岡県外に本社を置く提案者にあつては、静岡県に支社、営業所等を有するか、本委託業務の実施に当たって迅速かつ具体的な連絡・調整が可能な者であること。
- (8) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴

力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 選定方法

提出された企画提案書及びプレゼンテーションに基づき総合的に審査して決定する。

5 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館12階

静岡県文化・観光部文化局文化政策課文化政策班

電話番号：054-221-3340 FAX番号：054-221-2827 E-mail：arts@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 応募要領の配布

ア 配布期間

平成30年5月18日（金）から平成30年6月5日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

イ 配布場所

上記(1)に掲げる機関で配布するほか、静岡県文化・観光部文化局文化政策課のホームページに掲載する。<URL <https://www.pref.shizuoka.jp/bunka/bk-110/>>

(3) 提出書類等

ア 提出書類 企画提案書15部、見積書1部、会社概要1部

イ 提出期限 平成30年6月6日（水）正午まで 持参又は郵送（必着）

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

(4) プレゼンテーション

企画提案書の提案内容について、次のとおり実施する。

ア 日時 平成30年6月8日（金）の指定した時間

イ 場所 静岡県庁内会議室（会議室名は別途通知）

6 その他

(1) 詳細は企画提案応募要領による。なお、本件に係る照会窓口は、上記5(1)に同じとする。

(2) 募集に係る説明会は行わない。

(3) 契約手続等において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨に限る。

(4) 企画提案書の作成、提出やプレゼンテーション等に係る全ての費用は、提案者の負担とする。